

鎌倉市放課後エンパワーメント・プロジェクト
参画パートナー募集要項

公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン

「鎌倉市放課後エンパワーメント・プロジェクト」(通称：エンプロ)は、鎌倉市、公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン(以下「CFC」)、株式会社三井住友フィナンシャルグループ(以下「SMBCグループ」)の三者協働にて実施するプロジェクトです。

CFCは、SMBCグループからの寄付金を原資に、鎌倉市の協力のもと、鎌倉市内の子どもたちに対して、学校外の多様な学びの場で利用できる電子ポイント(クーポン)を提供します。ついては、ポイントの利用先として参画する教育事業者(以下、「参画パートナー」という。)を、以下の通り募集します。

1. 事業の概要

(1) 対象者

鎌倉市における、就学援助費受給世帯及び生活保護受給世帯の小学4年生～中学3年生

※2024年10月より、中学生のポイント利用申込み受付を先行して実施します。小学生を含めた申込み受付は、2025年度に向けて実施予定です。

(2) ポイント提供額

・2024年度のポイントの提供額(利用期間：2025年3月31日まで)は次のとおりです。

■中学1年生から中学3年生：一人あたり5万円分(5万ポイント)

(3) 注意事項

- ・ポイントはオンラインで利用できるものを提供します(電子データ方式)。利用者及び参画パートナーは、パソコンやスマートフォン等のインターネットに接続できる機器で利用手続きを行います。
- ・ポイント利用手続きについては、「13. ポイント利用にかかる請求」を参照してください。
- ・ポイント利用者には、利用者本人であることを確認するための「利用決定通知書」をお送りしています。

2. 登録の条件・申請方法等

参画パートナーになるためには、事業所ごとに登録申請手続きが必要です。次の「(1) 登録の条件」に該当することを確認のうえ、「(2) 登録申請」をしてください。

(1) 登録の条件

次のすべてを満たしている団体や個人が対象です。法人格の有無や法人種別は問いません。

▼申請者の要件

- ① 本事業の趣旨に賛同し、属する世帯の経済的状況に関わらず子どものニーズに即した多様な学びの機会を得られることを保障するため、学校外教育サービス（以下、「サービス」という。）を提供し、もって、子どもの生きる力を育むことに寄与すること
- ② 子どもの主体性や意思を尊重し、子どもの権利を守ること
- ③ 必要に応じて、運営事務局との面談やアンケート、ヒアリング等に協力できること
- ④ 個人情報保護について万全を期していること
- ⑤ 代表者が明確で、本募集要項に規定する事業の遂行能力が見込まれること
- ⑥ 公序良俗に反する活動をしていないこと
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者並びにこれらに準じる者が事業者の中にいないこと
- ⑧ 本募集要項並びに関係法令を遵守すること

▼サービスの要件

- ① 特定の事業所や場所に生徒を集め、集団または個別で指導や活動、体験を行うものとし、その内容が次の（ア）～（オ）のいずれかに該当すること

分野	例
（ア）学習	学習塾、語学（外国語・日本語）等
（イ）スポーツ・運動	球技、水泳、武道・格闘技、ダンス等
（ウ）文化	音楽、アート・造形・工作、習字・書道、料理等
（エ）体験活動	キャンプ・自然体験、職業体験等
（オ）その他、運営事務局が特に認めるもの	

※鎌倉市内に事業所を有する場合に限り、次のサービスも対象に含まれます。

- ・訪問型：登録または雇用した教師等を派遣し、生徒の自宅などに訪問して指導を行うサービス（個人が自ら開業し生徒と直接契約する形態及び教師などを紹介し個人契約を斡旋する形態は除く）
- ・通信型：法人事業者がインターネットや郵便等の通信手段を用いて指導を行うサービス（教師などを紹介し個人契約を斡旋する形態は除く）

※障がい等の特別な事情のある利用者に向けたサービスについては、上記に当てはまらないものであっても登録を認める場合があります。

- ② 原則として鎌倉市内で提供されるサービスであること
- ③ 小学生から中学生のいずれかを対象として、その内容と価格を明示し、有償で提供しているサービスであること
- ④ 提供するサービスの対象者を特定の個人に限定せず、一般の利用を受け付けていること。特に、障がいがある子どもへの合理的配慮を行うとともに、参加者や参加家庭の国籍やルーツ、性別、宗教等によって差別しないこと
- ⑤ 利用者へのサービス提供の実績（出席・参加記録、指導履歴等）の管理が適切に行われていること
- ⑥ 政治活動（特定の政治思想を支持または反対するために行われる活動及び特定の公職者もしくはその候補者または政党を推薦、支持または反対する活動）または宗教活動（宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成する活動）を主たる目的としていないこと

(2) 登録申請

次の①から③の書類・資料のうち、必要なものをご準備のうえ、以下AもしくはBの方法で申請してください。

■ご準備いただく書類・資料（※必要なもののみご準備ください。詳細は、以下A及びBをご参照ください。）

①	法人の場合	法人の登記簿謄本または登記事項証明書（写し可／発行後3ヶ月以内）
	任意団体の場合	申請者による事業運営の実態を確認できる書類 (例) ・直近の法人税納税証明書（その2） ・収益事業開始届出書の写し（※所轄税務署の受付印のあるもの） ・その他、運営事務局が実態を確認できると認めた書類
②	個人事業主の場合	申請者による事業運営の実態を確認できる書類 (例) ・直近の所得税確定申告書の写し（第一表と第二表（控）の写し） （※e-Taxの受付日時・番号の記載、または所轄税務署の受付印のあるもの） ・個人事業の開業・廃業等届出書の写し（※所轄税務署の受付印のあるもの） ・その他、運営事務局が実態を確認できると認めた書類
		登録したい教室・サービスの情報が確認できる資料（次のいずれか） ・WEBページのリンク（URL） ・チラシ・パンフレットのデータ（現物を写真撮影したデータでも可） ※いずれの場合も、教室住所、電話番号、サービス内容、料金体系がわかるもの
③		支払先口座の通帳やキャッシュカードの写真データ ※金融機関名、支店名、預金種目、口座名義、口座番号が記載されているもの ※ポイント利用分の費用の支払先となるもの

※提出書類にマイナンバーが記載されている場合は、判別できないようにしたうえで提出してください。

A：「ポイント利用管理システム」のご利用がない場合

（他の「スタディクーポン」「子どもの体験奨学金『ハロカル』」等の事業に参画しておらず、初めて登録申請をする場合）

以下の「新規登録申請フォーム」よりオンラインで申請してください。

*上記書類・資料①～③をすべてご準備のうえ、申請時に提出ください。

■新規登録申請フォーム

https://pt.cfc.or.jp/new_application



B：既に「ポイント利用管理システム」を利用されている場合

（鎌倉市放課後エンパワーメント・プロジェクトまたは他の「スタディクーポン」「子どもの体験奨学金『ハロカル』」等の事業に、既に参画している場合）

登録申請用のフォーマットを運営事務局にてご用意いたしますので、お問い合わせください。

*ご準備・提出いただく書類・資料は、次の通りです。

①	既に鎌倉市放課後エンパワーメント・プロジェクトの参画パートナーであり、別のサービスを追加で登録申請される場合は、提出不要です。そうでない場合は、ご準備のうえ申請時に併せて提出ください。
②	皆様ご準備のうえ提出ください。
③	これまで各種事業において登録されていたものとは異なる口座を登録したい場合のみ、ご準備のうえ提出ください。

【登録申請期限】

■2024年11月1日*より参画パートナーとなる場合

- ・申請期限 : 2024年10月11日(金)
- ・登録決定通知 : 2024年10月30日(水) 予定

*2024年度のポイント利用開始日は、11月1日を予定しています。

■上記以外の場合

- ・申請受付 : 随時
- ・登録決定通知 : 登録申請受付より2週間から3週間程度で発送

※ただし、登録申請内容に不備がある場合や、3(2)訪問確認を行う場合は、この限りではありません。

3. 登録の審査

(1) 書類確認

申請書類の到着後、営業実態等の確認を行います。また、登録申請書記載内容等の確認のため、電話や電子メールで連絡をさせていただく場合があります。

(2) 訪問確認

運営事務局は、必要に応じて事業者がサービスを提供する場所等を訪問することがあります。訪問が必要な場合は、事前に連絡いたします。

(3) 登録を認めない場合

登録を希望する事業者が次のいずれかに該当する場合は、参画パートナーとしての登録を認めないことがあります。

- ① 登録申請書の内容に虚偽、その他不実の記載が認められたとき
- ② 登録申請書または申請書に添付された文書に記載漏れ、その他の不備が認められたとき
- ③ 本募集要項に違反したとき(過去に違反した場合を含む。)
- ④ 本募集要項に定める条件を満たさないとき
- ⑤ 本募集要項「3. 登録の審査」に規定する実態確認等に際し、「2(1) 登録の条件」を満たすことが確認できないとき

(4) 登録決定通知

審査に通過し、登録が完了しましたら「参画パートナー登録決定通知書」にて通知します。その際、「参画パートナーの手引き」などの必要書類を同送します。

※提出書類に不備がある場合、審査に時間を要する場合があります。

4. 登録の期間

- ・登録期間は、「参画パートナー登録決定通知書」に記載の登録決定日から当該年度末までとします。
- ・ただし、満了日から起算して2ヶ月前までに運営事務局より本事業を終了させる旨の通知がない場合、または参画パートナーより登録抹消の届け出がない場合は、さらに1年間、登録期間を延長するものとし、それ以後も同様とします。

5. 登録事項の変更等

- ・登録事項を変更する場合は、予め変更の届出を行ってください。届出の方法については、運営事務局までお問い合わせください。
- ・届出がなかったことにより、運営事務局からの通知、送付書類、振込金その他が延着または不到着となっても、通常到着すべきときに参画パートナーに到着したものとみなします。また、この場合において、参画パートナーと第三者との間で紛争が生じた場合、自らの責任において解決するものとし、運営事務局の責によらずに延着、不到着の事態が生じた場合も同様とします。
- ・参画パートナーとしての登録を抹消する場合は、予め登録抹消の届出を行ってください。届出の方法については、運営事務局までお問い合わせください。

6. 登録の取消

参画パートナーが、次のいずれかの事由に該当するときは、運営事務局は参画パートナーに対し「登録取消通知書」をもって、直ちに参画パートナーとしての登録を取り消すことができます。なお、これにより運営事務局に損害が生じた場合、参画パートナーは当該損害を賠償しなければなりません。

(1) 取消事由

- ① 登録申請時（申請書に添付した文書を含む。）の記載事項または「5. 登録事項の変更等」に示す登録事項変更届出時の記載事項について、偽って記載したことが判明したとき
- ② 「2 (1) 登録の条件」に定める事項を満たさなくなったとき
- ③ 政治教育（特定の政治思想を支持または反対するために行われる教育及び特定の公職者もしくはその候補者または政党を推薦、支持または反対する教育）または宗教教育（宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成する教育）を主たる目的とするサービスを提供し、ポイントによりそのサービス対価の支払いを受けたとき
- ④ 参画パートナーの代表者もしくはその従業員等、その他参画パートナーの関係者が割賦販売法、特定商取引法、消費者契約法その他の法令、条例等に違反したとき、または行政、司法

当局より指導、注意、勧告、命令、処分等を受け、運営事務局が登録の取消しが相当と判断したとき

- ⑤ 監督官庁から営業の停止または取消しの処分を受けたとき
- ⑥ 「5. 登録事項の変更等」に反し、変更届出等の必要な手続きを怠り、相当期間を定めて催告したにもかかわらず当該書類を提出しないとき
- ⑦ 「11. ポイントの利用」に反し、運営事務局に対する義務の履行を怠り、相当期間を定めて催告したにもかかわらず当該義務の履行をしないとき
- ⑧ 「16. 地位の譲渡・債権の譲渡の禁止」に反し、参画パートナーの地位を第三者に譲渡したとき
- ⑨ 利用者からの苦情、その他外部から得た情報等をもとに、運営事務局が参画パートナーとして不適当と認めたとき
- ⑩ 参画パートナーが登録された所在地に実在しないとき、または登録された連絡先に運営事務局から連絡ができないとき
- ⑪ 参画パートナーが行うポイント利用にかかる請求に疑義があり、運営事務局が参画パートナーとして不適当と認めたとき
- ⑫ 参画パートナーが利用者の換金行為に加担するなど、不適切な利用者へのサービス提供を行っているとき運営事務局が判断したとき
- ⑬ 参画パートナーの故意、過失の有無にかかわらず、「17. 個人情報の保護等」に示す個人情報が第三者に提供、開示されもしくは漏洩する事故が生じたとき運営事務局が判断したとき
- ⑭ 参画パートナーが提供したサービスにおいて事故等が発生し、利用者または第三者に重大な損害を与えたとき
- ⑮ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者が参画パートナーの中に存在すると判明したとき
- ⑯ 参画パートナー（参画パートナーの代表者その他参画パートナーの経営に実質的に関与している代表者以外の個人を含む。）が、自らまたは第三者を利用して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いたとき、もしくは、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて運営事務局の信用を毀損し、または業務を妨害したとき、その他これらに類する事態が生じたとき
- ⑰ その他、本募集要項に違反したとき

(2) 登録取消後の処理

参画パートナーは、登録取消後、ただちに参画パートナーの負担において参画パートナーであることを前提とした広告宣伝、取引申込の誘引行為を中止しなければなりません。また、登録取消後に利用者よりポイント利用の申し出があった場合には、これを拒絶するとともに、当該利用者に対して参画パートナーとしての登録が取り消された旨を告知しなければなりません。

7. 情報の公開

運営事務局は、参画パートナーの名称、登録事業所名、事業所所在地、連絡先、サービス内容等の情報を、書面またはホームページにおいて公開することができるものとします。

8. ポイントの無効及び利用者の資格喪失

運営事務局は、ポイントの改ざん（ポイント利用管理システムの改ざん）やポイントの適正な利用を妨げる事象が発生した場合、特定のポイントを無効にすることができるものとします。また、利用者が利用者の要件を満たさなくなった場合、運営事務局は利用者としての資格を喪失させることができることとします。

9. ポイントの改ざん等への対処

- (1) ポイントの改ざん等が発覚した場合、運営事務局は参画パートナーに連絡することとし、その連絡以降、参画パートナーは厳重な注意をもってポイント利用を受け付けなければなりません。
- (2) 参画パートナーはポイントの改ざん等を発見した場合、速やかに運営事務局にその旨を通知するとともにその流通防止に協力しなければなりません。

10. ポイントの様式等の変更

運営事務局がポイントの様式やシステム等を変更する場合には、参画パートナーに対し、新しい様式やシステム等のポイントが効力を生ずる1ヶ月以前に通知するものとします。

11. ポイントの利用

- (1) 参画パートナーは、利用者からポイントの利用を求められた場合、参画パートナーで一定の条件を定めている場合を除いて、本募集要項及び参画パートナーとして登録された後に配布する「参画パートナーの手引き」に従い、当該利用者を顧客として受け入れなければなりません。
- (2) 参画パートナーは、利用者からポイントの利用を求められた場合、「15. ポイント利用の拒否」に定める場合のほかは、合理的な理由なくポイントの利用を拒否してはなりません。
- (3) 参画パートナーは「15. ポイント利用の拒否」に定める理由でポイントの利用を拒否した場合、速やかに運営事務局にその旨及びその理由を報告しなければなりません。
- (4) 参画パートナーが利用者に提供するサービスは、利用者以外の生徒に提供するサービスと同一の内容のみとします。
- (5) 参画パートナーが利用者に提供するサービスは、本事業の対象者のみを対象とするものではなく、広く利用者を募っていることが必要です。
- (6) 参画パートナーがポイントを利用する者に提供するサービス料金は、ポイントを利用しない生徒に提供するサービス料金と同一の設定である必要があり、ポイントを利用する生徒に対してのみ手数料等を上乘せすることは認められません。

12. ポイントの利用範囲

(1) ポイントを利用できる費用

ポイントを利用することができる費用は次のとおりとします。

- ① 入会金等サービスの提供を受けるために初期に必要な費用
- ② 受講料、月謝、その他サービスの対価として支払う費用

- ③ サービスを利用するために必要不可欠な教材・教具で参画パートナーにその支払いを行うべき費用（ただし、③のみでの利用は不可）
- ④ その他、運営事務局が認めた費用

(2) ポイントを利用できない費用

次の費用にポイントを利用することはできません。

- ① 参画パートナー以外の事業者を支払うべき費用
- ② サービスを利用するために必要でない物品の費用
- ③ 参画パートナーが提供したサービスの費用のうち、本募集要項が定めるサービス以外の費用
- ④ その他、運営事務局が不相当と認める費用

13. ポイント利用にかかる請求

参画パートナーは、次の手続きによりポイント利用にかかる請求を行うこととします。

- (1) 参画パートナーは、パソコンやスマートフォン等を用いて「ポイント利用管理システム」(※)にアクセスし、利用者コード、利用用途、利用するポイント数等を入力して「ポイント利用登録データ」を作成します。
- (2) 利用者は、参画パートナーが作成したポイント利用登録データを確認し、ポイント利用の承認作業を行います。
- (3) 運営事務局は、ポイント利用登録データで設定されたポイント利用日の翌月 10 日（支払い月が 1 月と 5 月の場合のみ 15 日）に、利用されたポイントのポイント数に応じた金額（1 ポイントあたり 1 円）を参画パートナー指定口座に振込みます。（振込日が金融機関休業日の場合、翌営業日に振込むものとします）
ただし、(2) の利用者による承認作業が未完了である場合はポイント利用が確定せず、承認作業完了の翌月 10 日まで支払いが繰り越されます。
- (4) 参画パートナー及び利用者が (1) または (2) の手続きを行うことができるのは、当該年度末の 3 月 31 日までとし、運営事務局はその翌月 10 日（4 月 10 日）に当該年度分の最終の振込みを行うものとします。（振込日が金融機関休業日の場合、翌営業日に振込むものとします）

(※) ポイント利用管理システムについて

本事業では、ポイント利用にかかる手続きをオンラインシステムにより行います。特別なソフトウェアは必要なく、パソコンやスマートフォン等のインターネットに接続できる機器があれば手続き可能です。（そのような機器を所持していない参画パートナーは、別途定める方法により手続きを行うものとします。）

14. 支払いの取消・留保

(1) 支払いの取消

運営事務局は、参画パートナーが次のいずれかに該当するときは、参画パートナーに対し、ポイント利用にかかる請求の支払いを行わないものとします。また、これらの費用が支払い済の

場合には、参画パートナーは、運営事務局の請求があり次第、直ちに返還しなければなりません。

- ① 「17. 個人情報の保護等」に示す個人情報に関わる事故が発生した疑いがあるとき
- ② 「6. 登録の取消」のいずれかに該当する疑いがあるとき
- ③ 参画パートナーにおいてポイント不正取扱があったとき、または不正取扱をした疑いがあるとき
- ④ 参画パートナーが行ったポイント利用にかかる請求が正当なものでないとき
- ⑤ 「8. ポイントの無効及び利用者の資格喪失」、「15. ポイント利用の拒否」に反して、利用者へサービスを提供し、ポイントによりそのサービス対価の支払いを受けたとき
- ⑥ 参画パートナーの事情により、利用者に対するサービスの提供が困難になったとき
- ⑦ 「6. 登録の取消」により参画パートナーの登録を取り消した日以降に、利用者へサービスを提供し、ポイントによりそのサービス対価の支払いを受けたとき
- ⑧ その他、利用者へのサービスの提供が本募集要項のいずれかに違反して行われていることが判明したとき

(2) 支払いの留保

運営事務局は、次のいずれかの事由に該当したときは、当該事由が解消するまでの間、当該事由発生日以降、運営事務局が支払うべき金額の全部または一部の支払いを留保することができるものとします。

- ① 参画パートナーが行ったポイント利用にかかる請求に疑義があると運営事務局が判断したとき
- ② 参画パートナーが「6. 登録の取消」に掲げる事由に該当したとき、または該当するおそれがあると運営事務局が認めたとき
- ③ 参画パートナーが行った利用者へのサービス提供について、「14 (1) 支払いの取消」のいずれかに該当するかまたはそのおそれがあると運営事務局が認めたとき

※支払い留保後に当該留保事由が解消し、運営事務局が当該留保金の全部または一部の支払いを相当と認めた場合には、運営事務局は参画パートナーに対し、当該金員を支払うものとします。なお、この場合、運営事務局は参画パートナーに対し、遅延損害金、損害賠償金等一切の支払い義務を負わないものとします。

15. ポイント利用の拒否

参画パートナーは、次のいずれかに該当するときは、ポイント利用を希望する者に対するサービスの提供を拒否するとともに、直ちに運営事務局に連絡し、運営事務局の指示に従うものとします。

- ① 明らかに改ざん等と判断できるポイントの利用を希望されたとき
- ② ポイント利用を希望する者が明らかに不審であると思われたとき
- ③ その他ポイントの利用等について不審があると思われたとき

16. 地位の譲渡・債権の譲渡の禁止

参画パートナーは、参画パートナーとしての地位を第三者に譲渡したり、参画パートナーの運営事務局に対する債権を第三者に譲渡、質入等をしたりはできません。

17. 個人情報の保護等

参画パートナーは、次に定めるとおり、利用者等の個人情報を保護しなければなりません。

- (1) 参画パートナーは、利用者へのサービス提供を行ううえで、知り得た利用者に関する個人情報を厳重に保管し、法令等に基づき開示請求された場合を除き、運営事務局の書面による事前の同意を得ることなく第三者に提供、開示または漏洩してはなりません。
- (2) 個人情報を利用者へサービスを提供する目的以外の目的に利用してはならず、利用目的が終了次第、速やかに参画パートナーの責任において当該個人情報を破棄または消去しなければなりません。
- (3) 参画パートナーは、自らの責任において、個人情報を第三者に閲覧・改ざん・破壊されることがないように必要な措置を講じて保管、管理しなければなりません。
- (4) 参画パートナーは、故意・過失の有無にかかわらず、個人情報が第三者に提供、開示され、もしくは漏洩する事故が生じた場合、または事故が生じた可能性がある場合、直ちにその旨を運営事務局に報告しなければなりません。
- (5) 運営事務局は、参画パートナーに前項の事故が発生したと判断する合理的な理由がある場合、参画パートナーに対して事故事実の有無、可能性の状況、その他の報告を求める等必要な調査を行うことができ、参画パートナーはこれに応じなければなりません。
- (6) 参画パートナーは、(4) の事故が発生した場合、その原因を詳細に調査のうえ、被害拡大の防止策及び有効かつ十分な再発防止策を講じるとともに、その内容を運営事務局に報告しなければなりません。
- (7) (6) の調査及び再発防止策は、参画パートナーの負担にて行うものとします。
- (8) 参画パートナーの責に帰すべき事由により、(4) の事故が生じた結果、利用者、運営事務局またはその他の第三者に損害が生じた場合、参画パートナーは当該損害につき賠償する義務を負います。
- (9) (1) から (8) にかかわらず、参画パートナーは、個人情報の重要性に鑑み個人情報に関する各種法令の趣旨を踏まえ、その漏えい、滅失等の防止その他個人情報等の保護に必要な措置等を講じなければなりません。
- (10) 参画パートナーは、自己の事業従事者その他関係者について、個人情報保護等の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければなりません。
- (11) ここに定める個人情報に関する義務は、本事業の終了後においてもその効力を有するものとします。

18. 利用者の紛議等の解決

- (1) 参画パートナーは、サービスの内容、勧誘方法、広告方法、提供方法、その他の事由により利用者から苦情、要請、相談等があった場合、またはこれらにより利用者との間で紛議等が生じた場合、参画パートナーの責任において、解決にあたらなければなりません。
- (2) 参画パートナーは、サービスの提供において、事故等が発生し、利用者または第三者に損害を与えた場合、参画パートナーの責任において解決するものとします。
- (3) (1) 及び (2) の場合、運営事務局は一切の責任を負わないものとします。

19. 損害賠償責任

参画パートナーが本募集要項に違反した結果、利用者、運営事務局またはその他の第三者に損害が生じた場合、参画パートナーは当該損害につき賠償する義務を負うものとします。